

山口県報

平成23年
3月25日
(金曜日)

目次

規則	一
山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課)	一
告示	二
産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請(廃棄物・リサイクル対策課)	二
海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課)	二
道路の区域の変更(道路整備課)	三
道路の供用の開始(道路整備課)	四
河川法第六条第一項第一号の区域と一体として管理を行う必要がある区域の指定(河川課)	四
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	四
公告	六
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	六
県営宮尾地区ため池等整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	六
公共測量の実施の終了(監理課)	七
公安委規則	七
山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則	七
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	七
公安委告示	八
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正(二件)	八
雑報	八
争議行為の通知	八



山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第十四号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「知事が指定した」を「指定された」に改める。

別表第五の五のイ中「気ほうコンクリートプラント」を「気泡コンクリートプラント」に改め、同表の七のロ中「皮はぎ機」を「皮剥ぎ機」に改め、同表の一六中「洗たく業」を「洗濯業」に改め、同表の備考中「知事が指定した」を「指定された」に、「当該指定した」を「当該指定された」に改める。

別表第六の一の項中「すべて」を「全て」に改め、同表の三の項中「尿処理施設」を「し尿処理施設」に、「すべて」を「全て」に、「尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に改め、同表の四の項中「すべて」を「全て」に改め、同表の備考中「知事が指定した」を「指定された」に改める。

別表第八の一の一の(1)の表及び(2)の表の三の項中「すべて」を「全て」に改め、別表第八の一の一の(3)の表の備考4中「規格」を「日本工業規格(以下「規格」という。)」に改め、別表第八の一の四の(1)中「知事が指定した」を「指定された」に改め、同表の一の四の(1)の表の備考4中「日本工業規格(以下「規格」という。)」を「規格」に改め、別表第八の一の五の(1)中「知事が指定した」を「指定された」に改め、同表の二の一の表の一の項及び二の項中「おおわれている」を「覆われている」に改める。

別表第十二の二一「知事が指定した」を「指定された」に改め、同表の一の表の備考1中「知事が定めた」を「定められた」に改め、別表第十二の二一「知事が指定した」を「指定された」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百三十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつた。当該申請書及び当該設置をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成二十三年三月二十五日から同年四月二十五日までの間、山口県周南環境保健所及び周南市環境下水道部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者

名 称 東ソー株式会社

住 所 周南市開成町四五六〇番地

代表者の氏名 宇田川憲一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

周南市開成町四五五番二四の一部及び四五五番二五の一部

三 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油及び廃プラスチック類

五 申請年月日

平成二十二年十一月三十日

山口県告示第百三十三号

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十三年山口県告示第百五十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

十九 山口県山口市南沿岸上関漁港海岸上関地区海岸に関する部分を次のように改め

る。

十九 海岸の名称

山口県山口市南沿岸上関漁港海岸上関地区海岸

(二) 指定区域

- 基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一の各点を順次結んだ線及び基点二一、補助点二一の二、二〇の二、一九の二、一八の二、一七の二、一六の二、一五の二、一四の二、一三の二、一二の二、一一の二、一〇の二、九の二、八の二、七の二、六の二、三の二、二の二、一の二、基点一の各点を順次結んだ線によつて囲まれた区域

基点

- 一 熊毛郡上関町大字長島字殿後一四八番地の三四の標^{びょう}_{びょう}の位置（北緯三度四九分五〇・八六五秒東経一三三度〇六分五九・九九六秒）
- 二 基点一から一八二度四分五七秒一三五・三メートルの点
- 三 基点二から二六一度一九分五二秒一六六・七メートルの点
- 四 基点三から二五一度四分五〇秒六九・七メートルの点
- 五 基点四から三〇九度四分四秒六四・四メートルの点
- 六 基点五から二九二度三〇分一七秒八八・四メートルの点
- 七 基点六から三四一度五八分一三秒一三一・八メートルの点
- 八 基点七から三三七度〇〇分〇秒二二一・〇メートルの点
- 九 基点八から六度五三分三八秒一二一・三メートルの点
- 一〇 基点九から三二一度二六分四六秒二三一・一メートルの点
- 一一 基点一〇から二九二度三四分三七秒四一・二メートルの点
- 一二 基点一一から二二度二〇分五七秒一三〇・七メートルの点
- 一三 基点一二から一六七度三九分四〇秒一〇三・六メートルの点
- 一四 基点一三から三一一度一三分二九秒九五・八メートルの点
- 一五 基点一四から二七二度四分一五秒二〇八・四メートルの点
- 一六 基点一五から三三度五分三秒一五五・二メートルの点
- 一七 基点一六から一九度四分一五秒一二四・〇メートルの点
- 一八 基点一七から三四度一九分五秒九九・八メートルの点
- 一九 基点一八から二度四分〇八秒八九・四メートルの点
- 二〇 基点一九から〇度〇〇分〇秒二三七・〇メートルの点
- 二一 基点二〇から三五一度二五分〇五秒一三八・〇メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から三四六度〇一分〇九秒四二・二メートルの点
 - 二の一 基点二から三四九度四五分一四秒四〇・六メートルの点
 - 三の一 基点三から三四〇度一分五五秒三九・九メートルの点
 - 六の一 基点六から六〇度三二分一四秒三九・六メートルの点
 - 七の一 基点七から六七度二五分三三秒三九・七メートルの点
 - 八の一 基点八から七八度三九分〇六秒四一・二メートルの点
 - 九の一 基点九から七八度四四分五三秒三九・〇メートルの点
 - 一〇の一 基点一〇から一二三度二七分一六秒二二五・二メートルの点
 - 一一の一 基点一一から一九度五三分三四秒九三・〇メートルの点
 - 一二の一 基点一二から三〇六度一〇分三一秒六九・二メートルの点
 - 一三の一 基点一三から二八四度五〇分一九秒五八・一メートルの点
 - 一四の一 基点一四から三三九度三七分五一秒六〇・八メートルの点
 - 一五の一 基点一五から三五九度二七分一〇秒四〇・六メートルの点
 - 一六の一 基点一六から八一度二九分〇三秒一〇・〇メートルの点
 - 一七の一 基点一七から八四度五三分一一秒五七・二メートルの点
 - 一八の一 基点一八から九一度九分三六秒七七・四メートルの点
 - 一九の一 基点一九から一〇八度一九分五五秒八〇・〇メートルの点
 - 二〇の一 基点二〇から一四四度二八分三八秒一六〇・〇メートルの点
 - 二一の一 基点二一から八五度二分〇四秒九〇・〇メートルの点
- 注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律
 (平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年
 法律第八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。
 2 方位は、真方位とする。

山口県告示第百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。
 平成二十三年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類	道路の区域	道路の種類	道路の区域	道路の種類	道路の区域
一般国道	三二六号	県道	徳山光線	県道	光柳井線
敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長	敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長	敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長
備考	備考	備考	備考	備考	備考

区	間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長	備考
美祿市大嶺町北分字境目九二五の二地先から同市大嶺町北分字院内一〇九九の二地先まで		新	最狭 四七・八 最広 五三・八	七三三・三 七六一・六	道路改良工事の完了による。
光市浅江二丁目二〇七の三地先から同市同町三八一七地先まで		新	最狭 三三・五 最広 二八・三	八九・一 八九・一	道路改良工事の完了による。
光市光井四丁目一〇の六地先から同市同町一九三四の六地先まで		旧	最狭 一三・九 最広 四六・〇	九三六・五	
光市花園二丁目一五の二地先から同市光井五丁目二二六の二地先まで		新	最狭 三二・〇 最広 八七・〇	三八五・八 三七六・八	起点の変更及び道路改良工事の完了による。峠線の道路の区域。

同市光井四丁目一九三四の六地先まで	最狭 二六・〇五	二七九・八	県道光井島田線の道路の区域
-------------------	-------------	-------	---------------

道路の種類 県道
路線名 光玖珂線
道路の区域

区 間 光市島田一丁目一の一四地先から 同市島田四丁目八の二地先まで	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル) 延 (メートル)長	備 考
	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広		
				五六四・〇	起点の変更による。

道路の種類 県道
路線名 光井島田線
道路の区域

区 間 光市光井四丁目一九八一の二地先から 同市光井五丁目一二二六の二地先まで	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル) 延 (メートル)長	備 考
	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広		
				二六〇・〇	起点の変更による。

山口県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

路線名 一般国道 三一六号	供 用 開 始 の 区 間 美祿市大嶺町北分字境内九二五の二地先から 同市大嶺町北分字院内一〇九九の二地先まで	供用開始の期日 平成二十三年三月二十六日
---------------------	---	-------------------------

路線名 県山光線	供 用 開 始 の 区 間 光市浅江二丁目二〇七の一の三地从先から 同市同町二二〇四の二地先まで	供用開始の期日 平成二十三年三月二十六日
-------------	--	-------------------------

路線名 県柳井線	供 用 開 始 の 区 間 光市浅江二丁目二〇二の二地从先から 同市花園二丁目一五の二地先まで	供用開始の期日 平成二十三年三月二十六日
-------------	---	-------------------------

山口県告示第百三十六号

柳井川水系に係る二級河川黒杭川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）以下「法」という。第六条第一項第三号の規定により、次の区域を同項第一号の区域と一体として管理を行う必要がある区域として指定する。

平成二十三年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

次の図の茶色で着色した部分に該当する土地の区域（法第六条第一項第一号及び第二号の区域を除く。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百三十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立に関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十三年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一区

周南市大字戸田字荒神免南一五二の二に沿接する道路から同字一五三までに沿接する市道桑原津木線地先公有水面

2 第二区

周南市大字戸田字桑代一五四に沿接する道路に沿接する市道桑原津木線から同字一四四九の六に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の1の地点から16の地点までを順次結んだ線、16の地点と17の地点を結ぶ平成二十一年秋分の満潮位(D・L. + 三・三三メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線及び1の地点と17の地点を結ぶ平成十三年二月二十六日付け指令港湾第二号の二でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L. + 三・四〇メートル)に囲まれた区域

2 第二区

次の18の地点から43の地点までを順次結んだ線、43の地点と44の地点を結ぶ平成四年八月二十五日付け指令港湾第三七三号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L. + 三・〇一メートル)及び18の地点と44の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 周南市大字戸田の大敷三等三角点(北緯三四度四分一五・一九九二秒東経一三一度四分五八・〇〇九五秒)(以下「基準点」という。)から一八八度一分三三秒一、二三七・七二メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二〇度五九分一六秒一〇・四二メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二八度一分四分四秒七・八六メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二七度一分四分六秒一・五一メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二二度一分二九秒五・四二メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二八度五〇分一〇秒五・四一メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三二度五分二〇秒〇・七六メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三八度三分〇七秒五・四二メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二四五度五八分二秒五・四二メートルの地点

- 10の地点 9の地点から二五四度二分五二秒五・四一メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二五九度一分三三秒二・〇九メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二六一度〇六分三六秒三・四六メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二六一度一分二〇秒一八・二七メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二六三度三分一九秒一・九五メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二七一度一分〇六秒四・五〇メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二七四度一分三三秒五・〇三メートルの地点
- 17の地点 16の地点から二九四度四分五八秒七七・一八メートルの地点
- 18の地点 基準点から一八九度二七分五〇秒一、二八〇・四五メートルの地点
- 19の地点 18の地点から二八五度三分一三秒四・八一メートルの地点
- 20の地点 19の地点から二九四度五分五〇秒五・三三メートルの地点
- 21の地点 20の地点から三〇〇度〇九分三七秒二・一〇メートルの地点
- 22の地点 21の地点から三〇〇度五五分三秒七・九〇メートルの地点
- 23の地点 22の地点から三〇一度〇〇分五七秒一〇・一八メートルの地点
- 24の地点 23の地点から三〇〇度〇九分三三秒七・九〇メートルの地点
- 25の地点 24の地点から二九六度一分四〇秒一〇・一六メートルの地点
- 26の地点 25の地点から二九二度四分〇七秒九・二五メートルの地点
- 27の地点 26の地点から二八八度三分一五秒一〇・一七メートルの地点
- 28の地点 27の地点から二八六度〇五分一九秒三・五二メートルの地点
- 29の地点 28の地点から二八五度二分二〇秒五・九一メートルの地点
- 30の地点 29の地点から二八五度一分三八秒六・二五メートルの地点
- 31の地点 30の地点から二八四度二分三八秒四・六五メートルの地点
- 32の地点 31の地点から二八三度三分三九秒三・九一メートルの地点
- 33の地点 32の地点から二八一度五分〇九秒四・八八メートルの地点
- 34の地点 33の地点から二七九度二分二秒九・七二メートルの地点
- 35の地点 34の地点から二七六度四分一六秒九・八二メートルの地点
- 36の地点 35の地点から二七三度三分〇四秒九・七三メートルの地点
- 37の地点 36の地点から二七〇度四分〇三秒八・三六メートルの地点
- 38の地点 37の地点から二七〇度〇六分五四秒一・四九メートルの地点
- 39の地点 38の地点から二七〇度〇七分三四秒一〇・〇〇メートルの地点
- 40の地点 39の地点から二六八度四分〇〇秒一〇・〇〇メートルの地点
- 41の地点 40の地点から二六九度三分〇八秒六・一九メートルの地点
- 42の地点 41の地点から二六九度〇八分二秒五・八四メートルの地点
- 43の地点 42の地点から二七一度三分五八秒二・七二メートルの地点

44の地点 43の地点から三度一五分三八秒二・四八メートルの地点
(三) 面積

1 第一区

一九九・三九平方メートル

2 第二区

四三九・三〇平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成二十二年一月二十日 指令平二一港湾第三二二八号

三 関係図書を閲覧できる市町

周南市

四 認可を受けた者

周南市岐山通一丁目一番地

周南市

周南市長 島津 幸男

五 認可の年月日

平成二十三年三月十四日



(七五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年三月二十五日から同年七月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年三月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス柳井東店

所在地 柳井市柳井一五四五の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年十一月十二日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六五六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

六五台

(二) 駐輪場の収容台数

六台

(三) 荷さばき施設の面積

七七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十三年三月十一日

(七六) 県営宮尾地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営

宮尾地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

宮尾地区ため池等整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年三月二十八日から同年四月十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(七七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防衛省中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十三年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

岩国市牛野谷及び山陽小野田市大字植生

三 作業の期間

平成二十三年一月二十五日から同年二月二十八日まで



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則(昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「、警務部会計課に会計監査室を」を削る。

第四条第一項会計課に関する部分中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 警察装備に関すること。

六 車両の運行管理及び整備に関すること。

七 職員の支給品及び貸与品に関すること。

第四条第一項警務課に関する部分中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、同条第三項組織犯罪対策課に関する部分中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同部分第七号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同部分第八号とし、同部分第六号の次に次の一号を加える。

七 山口県暴力団排除条例(平成二十二年山口県条例第三十七号)の施行に関すること。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則(昭和六十年山口県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一山口県大島青年の家の項、山口県秋青年の家の項及び山口県長者ヶ原グリーンスポーツ広場の項を削り、同表山口県ふれあいパークの項中「二二七二番地の二」を「二二七三番地の二」に改め、同表宇部市青少年研修センターの項を削る。

別表第一の二山口朝鮮初・中級学校の項中「山口朝鮮初・中級学校」を「山口朝鮮初中級学校」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一山口県大島青年の家の項、山口県秋青年の家の項及び山口県長者ヶ原グリーンスポーツ広場の項を削る改正規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第十三号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十五日

山口県公安委員会

表山口県宇部警察署の部宇部駅前交番の項所管区の欄中「西宇部南四丁目」の下に「、厚南北一丁目、厚南北二丁目、厚南北三丁目、厚南北四丁目、厚南北五丁目」を加える。

山口県公安委員会告示第十四号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十五日

山口県公安委員会

表山口県山陽小野田警察署の部小野田駅前交番の項所管区の欄中「のうち」の下に「大休団地、新有帆町、共和台、」を加え、「（字秋森に限る。）」を削り、同部有帆警察官駐在所の項を削り、同表山口県美祿警察署の部嘉万警察官駐在所の項を次のように改める。

秋芳北警察官駐在所	美祿市秋芳町嘉万	美祿市のうち秋芳町青景、秋芳町嘉万、秋芳町別府
-----------	----------	-------------------------

表山口県美祿警察署の部別府警察官駐在所の項を削る。

平成二十三年三月二十五日印刷
平成二十三年三月二十五日発行

発行人 山口県知事



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、サンデン交通労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十三年三月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 事件

- (一) 賃金引上げの要求に関する件
- (二) 一時金の要求に関する件
- (三) 労働条件の改善の要求に関する件
- (四) 諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十三年三月二十五日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

サンデン交通株式会社においてサンデン交通労働組合に所属する組合員が従事する

全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。